

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間：平成23年 4月 1日から 平成25年 3月31日までの2年間
- 2 内 容：

目標1 毎月1日～2日を「ノー残業デー」として設定、実施する。

<対策>

平成23年 4月 1日～ 社内掲示による周知
実施促進のため、定時消灯の実施
実施状況の調査

目標2 年次有給休暇の取得促進のため、誕生日休暇制度を導入する。

<対策>

平成23年 4月 1日～ 社内掲示による周知
取得状況の把握